

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年10月18日（火） 06時50分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市 ^{ことら} 琴浦港南東沖の ^{たかす} 高州 琴浦港 ^{しもむら} 下村東防波堤灯台から真方位122° 2.3海里付近 （概位 北緯34° 27.0′ 東経133° 52.5′）
事故調査の経過	平成23年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{こうりゅう スリー} 工 隆丸Ⅲ、5トン未満 271-29417岡山、個人所有 6.34m (Lr) × 2.36m × 1.05m、FRP ディーゼル機関、53kW、平成8年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年5月26日 免許証交付日 平成19年6月4日 （平成25年5月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、船首約0.4m、船尾約0.9mの喫水で琴浦港を出港し、香川県高松市大槌島南岸沖の釣り場に向けて航行した。</p> <p>船長は、平成6年ごろに海図で琴浦港周辺の‘潮汐、水深、浅瀬の位置等の状況’（以下「水路の状況」という。）を確認したことがあり、また、岡山県玉野市宇野港に向かうときに高州と呼ばれる砂州状の浅瀬の北方を航行したことがあったので、高州の大体の位置を知っていた。船長は、琴浦港周辺の海域に慣れており、本事故の1週間前にも一度大槌島に出掛けていたので、‘大槌島に向かう航行予定航路付近の水路の状況’（以下「本件水路の状況」という。）を確認していなかった。</p> <p>船長は、キャビン内で椅子に腰を掛け、玉野市新割山の麓にある建物に向いた針路及び約15ノットの対地速力で手動操舵とし、高州の北方沖を東進中、変針予定場所に到達したものと思い、大槌島へ向けて右転したところ、平成23年10月18日06時50分ごろ船底に衝撃を受けて止まった。</p> <p>船長は、すぐに海上保安庁に携帯電話で本事故の連絡をした。</p>

	本船は、満潮時に自然離礁して琴浦港に向かった。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 微弱な東流</p>	
その他の事項	<p>本船は、魚群探知機が組み込まれたGPSプロッター及び海図を備えていたが、GPSプロッターは魚群探知の表示画面としていた。</p> <p>高州は、大潮の干潮時に現れる東西に約2km、南北に約500mの砂州であり、本事故当時の水深は、約0.3mであった。</p> <p>船長は、高州沖東方約1kmに東方位標識である高州東方灯浮標が設置されていること、及びこの灯浮標が、その東側に可航水域があり、西側に岩礁、浅瀬などがあることを示していることを知らなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、高州の北方沖を東進中、船長が、GPSプロッター又は海図で本件水路の状況及び自船の船位を確認しなかったことから、高州に向首していることに気付かずに航行して高州に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、高州の北方沖を東進中、船長が、本件水路の状況及び自船の船位を確認しなかったため、高州に向首していることに気付かずに航行して高州に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>船長は、本事故後、不慣れな海域を航行する際には、事前に海図に当たるなどして水路調査を行い、コースを記憶しておくこととし、また、慣れた海域であっても目視だけに頼らず、GPSプロッターで船位の確認に努めることとし、大槌島に向かう際には高州東方灯浮標を目印として航行することとした。</p>	